

固定資産税・都市計画税（土地）の課税誤りについて

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）については、1月1日の状況により課税を行い、4月1日に納税者の皆様に通知しておりますが、令和4年度の固定資産税・都市計画税（土地）に係る課税の一部に誤りがあることが判明しました。

正確、公平、公正であるべき課税業務において誤りがあり、納税者の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたこと及び市政に対する信頼を損なったこととお詫び申し上げますとともに、事案の概要、再発防止策等につきまして、御報告いたします。

1 概要

本市が実施している上京区（出水学区）の地籍調査事業により令和3年に登記地積が変更された土地（約1,500筆）に係る令和4年度分の固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税において、処理誤り及びデータのチェック不足により、一部の土地（152筆）に対し、誤って地籍調査前の地積に基づいて課税しておりました。

※ 今回の課税誤りについては内部調査で判明したものです。

※ 上記以外に地籍調査等を行った土地及び市内全域の土地については、同様の誤りはありません。

2 原因

原因は下記の2つのミスが重なったため発生したものです。

(1) 表計算ソフトの設定誤り

地籍調査で地積等が変更になった場合、法務局から受領したデータ等を基に表計算ソフト（エクセル）のマクロ機能を使用し、課税データを作成しております。

今回使用したマクロは、これまでの課税においても使用していたものですが、今回は、上京区のデータ作成を行う際の設定変更にあたり、計算式の一部を脱落させてしまったことが原因となり、読み替えるべきデータの一部が欠落したものです。

したがって、マクロの設定を変更した本事例のみで誤りがあったものであり、過去の使用及び今回処理を行った他の土地において誤りは発生していないことを確認できております。

(2) 課税データのチェック不足

リストを使用しデータのチェックを職員が行ってりましたが、リストの前半を抽出し照合していたため、リストの後半にある本件エラーを発見することができなかったものです。

3 影響範囲

影響		筆数		納税者数	
増額	1～5,000円	86筆	合計:100筆	67名	合計:80名
	5,001～10,000円	5筆		6名	
	10,001～50,000円	9筆		7名	
増減なし		17筆		15名	
減額	1～5,000円	29筆	合計:35筆	24名	合計:28名
	5,001～10,000円	2筆		1名	
	10,001～50,000円	4筆		3名	
合計		152筆		123名	

※最大影響額 増額：+49,800円，減額：△38,400円

4 対応

6月16日に広報発表を行うとともに、修正の対象となる納税者に対して個別に可能な限り対面で謝罪のうえ、税額変更通知書等を交付し、正しい税額による納付をお願いしました。

5 再発防止策

(1) 表計算ソフト（エクセル）のマクロ機能の活用は事務の効率的な遂行に不可欠なものになっていることを踏まえ、マクロソースの見える化やチェック体制の構築といったルール化を行い、安定運用に努めます。

ただし、高度なマクロについては、職員個人の能力に依存すると、現状では安定稼働が困難な場合もあることから、専用プログラムの構築に置き換えるなど、業務効率化と費用負担のバランスを見極めながら、より確実かつ効率的に実施できる体制の確立を図ります。

(2) また、チェックがより確実に行えるよう、新たにエラーリストを作成するとともに、万が一、マクロやシステムでエラーが発生した際でも発見を確実なものとするよう、全件リストのチェックについては広範囲からランダムに抽出したチェックに改めます。

(参考) 経過

R3年2月～ R3年10月	地籍調査完了に伴い、出水学区について法務局が登記受付
R3年9月～ R4年2月	法務局からの登記内容の変更連絡に基づき、関係土地の地積や画地条件について必要な修正を行い、固定資産税等の課税データ作成
R4年4月1日	令和4年度分の固定資産税等の納税通知書を発送
R4年5月16日	所有権移転登記がされた本件関係土地に課税地積が登記地積と相違していたことを契機とする調査において本事例が判明
R4年6月3日	一部の土地を地籍調査前の地積で課税した原因がエクセルの設定誤りと課税データのチェック不足であることが判明

お知らせ

令和4年6月16日
京都市行財政局
〔担当：税務部資産税課
電話 075-213-5210〕
〔担当：市税事務所固定資産税室
固定資産税第一担当
電話 075-746-6431〕

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

令和4年度の固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の納税通知書において、一部の土地において面積を誤って課税していることが判明しましたので、お知らせします。

納税者の皆様には、御迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が起らないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 概要

本市が実施している上京区（出水区）の地籍調査事業により令和3年に登記地積が変更された土地（約1,500筆）について、令和4年度分の固定資産税等の課税において、処理に使用した表計算ソフトの設定に誤りがあり、その結果誤った課税データをチェックにおいても発見できず、一部の土地（152筆）に対し、誤って地籍調査前の地積に基づいて課税していました。

2 対象

当該土地の税額が修正される納税者は108名（増額80名，減額28名）です。また、対象年度は令和4年度分のみです。

上記以外に地籍調査等を行った土地及び市内全域の土地については、同様の誤りはありません。

3 今後の対応

6月16日付で、修正の対象となる納税者に対して説明及び税額変更通知書等の交付を行います。正しい税額による納付をお願いし、過納が生じる場合は還付の手続きをお願いいたします。

税額変更に係る個別の問い合わせは、市税事務所固定資産税室（固定資産税第一担当：075-746-6431）にお問い合わせください。